

住宅耐震改修証明書の発行について(お知らせ)

一定の要件を満たす住宅の耐震改修工事を行った方は、税制の特例措置（所得税の特別控除と固定資産税の減額措置）を受けられる場合があります。

優遇措置を受けるためには、耐震改修証明書等の必要書類添付の上、各申告先に提出する必要があります。高松市で耐震改修補助金の交付を受けて耐震改修を行った方は、高松市都市整備局建築指導課にて住宅の耐震改修証明書を発行することができます。

証明書の手数料は、一通につき350円です。

なお、建築士の方も優遇措置を受けるための証明書（増改築等工事証明書）を発行することができます。

▽証明書請求の手続き

証明書発行をご希望の方は、事前に高松市建築指導課（839-2488）にご連絡下さい。その後、高松市役所9階建築指導課窓口にて住宅耐震改修証明願いおよび住宅耐震改修証明申請書に必要事項の記入、押印が必要になります。（証明書発行には数日かかります）

所得税の特別控除と固定資産税の減額措置の両方を申請する場合は、それぞれの申請に証明書の写しを用いることはできませんので、同じ証明書を2通取得する必要があります。

※固定資産税の減額措置を受けるには、耐震改修工事の完了後3ヶ月以内に高松市資産税課へ証明書等の必要書類添付のうえ申告が必要です。

▽各特例措置の詳細問い合わせ先

各特例措置の申告に必要な書類や詳しい内容については各申告先にお問い合わせ下さい。

所得税の特別控除について	高松税務署	087-861-4121
固定資産税の減額措置について	高松市資産税課	087-839-2244

▽住宅耐震改修証明書問い合わせ先

高松市建築指導課 087-839-2488